### 一般社団法人日本物理学会東北支部規約

2014年5月15日制定 2015年8月27日一部変更 2023年1月26日一部変更

#### 第1章 総則

- 第1条 東北支部(以下本支部という)の構成と運営については日本物理学会定款ならびに 細則に定めるものの他この規約による。
- 第2条 本支部は日本物理学会東北支部と称する。
- 第3条 本支部は事務所を支部長の定めるところに置く。

### 第2章 事業

第4条 支部は定められた地域において、定款第3条に定める目的を達成するために会員相 互の研究交流と相互親睦、さらに関連分野の学会等との交流・協力をはかるととも に、物理学関連の教育・人材育成・社会連携などの事業を行うものとする。

# 第3章 支部役員

- 第5条 本支部に支部長1名、幹事若干名、支部監事1名、をおき、これらを支部役員と総称する。幹事には庶務担当、会計担当、会誌編集支部委員1名を含むものとする。
- 第6条 支部に関する規程第5条2項に定める支部役員候補は、支部会員の中から支部役員会の審議によって決定する。
- 第7条 支部長は本支部を代表し、支部業務を統括する。
- 第8条 支部役員は、支部役員会を組織し、支部の業務を議決し支部の業務を執行する。
- 第9条 支部役員の任期は4月1日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 第10条 支部役員に欠員を生じた場合は、支部長が支部役員会に諮り補充する。支部長が 欠けたときは他の役員がこれを代行することができる。補欠による支部役員の任期 は、前任者の残任期間とする。

## 第4章 会員

- 第11条 東北地域(青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県)に日本物理学会 誌送付先を登録している日本物理学会会員、および支部役員会が特に認めた日本物 理学会会員をもって本支部会員とする。
- 第12条 会員が次の各号の一に該当する場合は退会したものとみなす。
  - 1) 日本物理学会の会員でなくなったとき
  - 2) 日本物理学会誌送付先が東北地域でなくなったとき
  - 3) 支部役員会が特に認める理由が消滅したとき

#### 第5章 会議

- 第13条 支部の会議は支部役員会及び支部委員会とする。
- 第14条 支部役員会は支部長が召集し、年に1回以上開催する。

- 第15条 支部役員会は、支部役員の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、あらかじめ意見を表示したもの、または議決を他の役員に委任したものは出席者とみなす。
- 第16条 支部役員会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
- 第17条 本支部には支部委員会を設置することができる。支部役員会は重要事項の決定に あたり、支部委員会の意見を参考にすることができる。

## 第6章 会計

- 第18条 本支部の事業に必要な経費は、理事会で承認された予算、ならびに外部からの寄付金その他をもってあてる。
  - 2. 理事会で承認される予算の計上については、「支部活動に関する予算申請要領」に 定める。

### 第7章 その他

第19条 本規約の変更は支部役員会の承認を経て、理事会の承認を得なければならない。 第20条 本規約は2014年6月1日より施行する。

### 変更履歴

2015年8月27日

第12条 退会に関する規定のうち、1) 退会届を提出したときを削除。

2023年1月26日

第6条 「支部に関する規定」を「支部に関する規程」に変更。